

議案第 58 号

日進市道路占用料条例の一部改正について

日進市道路占用料条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、道路法施行令及び愛知県道路占用料条例の一部改正に準じて占用料の額を改定するため、日進市道路占用料条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

別表の占用料の額を改める。

日進市道路占用料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条 例 第 号

日進市道路占用料条例(昭和61年日進町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位円)	占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位円)
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本1年に つき	990	法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本1年に つき	950
	略			略			
	第1種電話柱	1本1年に つき	880	第1種電話柱	1本1年に つき	850	
	略			略			
	その他の柱類	1本1年に つき	88	その他の柱類	1本1年に つき	85	
	略			略			
	路上に設ける変圧 器	1個1年に つき	860	路上に設ける変圧 器	1個1年に つき	830	
	地下に設ける変圧 器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	530	地下に設ける変圧 器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	510	
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年に つき	1,800	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1個1年に つき	1,700	
	郵便差出箱	1個1年に つき	740	郵便差出箱	1個1年に つき	720	
	広告塔	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,200	広告塔	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,400	
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,800	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,700	
法第32条 第1項第2	外径が0.07メート ル未満のもの	長さ1メ ートル1	37	法第32条 第1項第2	外径が0.07メート ル未満のもの	長さ1メ ートル1	36

号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>53</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>79</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>160</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>210</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>370</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>530</u>
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>
	法第32条自動運行補助施設		法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	略
	その他のもの		上空に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき
号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき	<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>
	法第32条自動運行補助施設		法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	略
	その他のもの		上空に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき

			地下に設けるもの	占用面積 1平方メートル1年につき	<u>530</u>
			その他のもの	占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
法第32条 第1項第4号に掲げる施設				占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
法第32条 第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,100</u>
	地下に設ける通路			占用面積 1平方メートル1年につき	<u>660</u>
	その他のもの			占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
法第32条 第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積 1平方メートル1日につき	22に1.1を乗じて得た額（占用の期間が1月以上の場合は、 <u>22</u> ）
	その他のもの			占用面積 1平方メートル1月につき	<u>220</u>
令第7条 第1号に掲げる物件	看板（ア）	一時的に設けるものを除く。）		表示面積 1平方メートル1月につき	<u>220</u>
		その他の		表示面積	<u>2,200</u>

			地下に設けるもの	占用面積 1平方メートル1年につき	<u>510</u>
			その他のもの	占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条 第1項第4号に掲げる施設				占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条 第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,200</u>
	地下に設ける通路			占用面積 1平方メートル1年につき	<u>710</u>
	その他のもの			占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条 第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積 1平方メートル1日につき	24に1.1を乗じて得た額（占用の期間が1月以上の場合は、 <u>24</u> ）
	その他のもの			占用面積 1平方メートル1月につき	<u>240</u>
令第7条 第1号に掲げる物件	看板（ア）	一時的に設けるものを除く。）		表示面積 1平方メートル1月につき	<u>240</u>
		その他の		表示面積	<u>2,400</u>

	もの	1平方メ ートル1 年につき	
	略		
旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1本1日に つき	22に1.1 を乗じて 得た額 (占用の 期間が1 月以上の 場合は、 <u>2</u> <u>2</u>)
	その他の もの	1本1月に つき	<u>220</u>
幕(令第7 条第4号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。)	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	その面積 1平方メ ートル1 日につき	22に1.1 を乗じて 得た額 (占用の 期間が1 月以上の 場合は、 <u>2</u> <u>2</u>)
	その他の もの	その面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>220</u>
アーチ	車道を横 断するも の	1基1月に つき	<u>2,200</u>
	その他の もの	1基1月に つき	<u>1,100</u>
令第7条 第2号に 掲げるも の		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1,800</u>
令第7条 第3号に 掲げるも の		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.031 を乗じて 得た額
令第7条 第4号及		占用面積 1平方メ	<u>220</u>

	もの	1平方メ ートル1 年につき	
	略		
旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1本1日に つき	24に1.1 を乗じて 得た額 (占用の 期間が1 月以上の 場合は、 <u>2</u> <u>4</u>)
	その他の もの	1本1月に つき	<u>240</u>
幕(令第7 条第4号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。)	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	その面積 1平方メ ートル1 日につき	24に1.1 を乗じて 得た額 (占用の 期間が1 月以上の 場合は、 <u>2</u> <u>4</u>)
	その他の もの	その面積 1平方メ ートル1 月につき	<u>240</u>
アーチ	車道を横 断するも の	1基1月に つき	<u>2,400</u>
	その他の もの	1基1月に つき	<u>1,200</u>
令第7条 第2号に 掲げるも の		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>1,700</u>
令第7条 第3号に 掲げるも の		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.033 を乗じて 得た額
令第7条 第4号及		占用面積 1平方メ	<u>240</u>

び第5号に掲げるもの		一トル1月につき		び第5号に掲げるもの		一トル1月につき	
令第7条第6号及び第7号に掲げるもの		占用面積1平方メートル1月につき	180	令第7条第6号及び第7号に掲げるもの		占用面積1平方メートル1月につき	170
令第7条第8号に掲げるものの	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.009を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げるものの	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.025を乗じて得た額		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げるものの	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.012を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げるものの	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.009を乗じて得た額		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げるものの	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.022を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げるものの	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.009を乗じて得た額		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げるものの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.012を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げるものの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.022を乗じて得た額		上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.023を乗じて得た額

	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.031 を乗じて 得た額		その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.033 を乗じて 得た額
令第7条 第12号に 掲げるも の		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.025 を乗じて 得た額	令第7条 第12号に 掲げるも の		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.033 を乗じて 得た額
令第7条 第13号に 掲げるも の	トンネルの上又は 自動車専用道路 (高架のものに限 る。)の路面下に設 けるもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.012 を乗じて 得た額	令第7条 第13号に 掲げるも の	トンネルの上又は 自動車専用道路 (高架のものに限 る。)の路面下に設 けるもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.014 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.022 を乗じて 得た額		上空に設けるもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.023 を乗じて 得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.031 を乗じて 得た額		その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに0.033 を乗じて 得た額
略				略			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 59 号

日進市公共用物管理条例及び日進市準用河川占用料条例の一部改正について

日進市公共用物管理条例及び日進市準用河川占用料条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市道路占用料条例の一部改正に準じて公共用物に係る使用料及び準用河川に係る土地占用料の額を改定するため、日進市公共用物管理条例及び日進市準用河川占用料条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

別表の公共用物に係る使用料及び準用河川に係る土地占用料の額を改める。

日進市公共用物管理条例及び日進市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条 例 第 号

(日進市公共用物管理条例の一部改正)

第1条 日進市公共用物管理条例(昭和61年日進町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表第1(第7条関係)				別表第1(第7条関係)					
使用の種 類	区分		単位	使用料 (単位円)	使用の種 類	区分		単位	使用料 (単位円)
電柱類等 を設置す る場合	第1種電柱		1本1年に つき	990	電柱類等 を設置す る場合	第1種電柱		1本1年に つき	950
	略					略			
	第1種電話柱		1本1年に つき	880		第1種電話柱		1本1年に つき	850
	略					略			
	その他の柱類		1本1年に つき	88		その他の柱類		1本1年に つき	85
	略					略			
	路上に設ける変圧 器		1個1年に つき	860		路上に設ける変圧 器		1個1年に つき	830
	地下に設ける変圧 器		使用面積 1平方メ ートル1 年につき	530		地下に設ける変圧 器		使用面積 1平方メ ートル1 年につき	510
	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所		1個1年に つき	1,800		変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所		1個1年に つき	1,700
	郵便差出箱		1個1年に つき	740		郵便差出箱		1個1年に つき	720
	広告塔		表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,200		広告塔		表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,400
	その他のもの		使用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,800		その他のもの		使用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,700
地下埋設	水道法	外径が0.	長さ1メ	37	地下埋設	水道法	外径が0.	長さ1メ	36

物を設置 する場合	(昭和32 年法律第 177号)、	07メート ル未満の もの	ートル1 年につき		物を設置 する場合	(昭和32 年法律第 177号)、	07メート ル未満の もの	ートル1 年につき	
	ガス事業 法(昭和2 9年法律 第51号)、	外径が0. 07メート ル以上0. 1メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>53</u>		ガス事業 法(昭和2 9年法律 第51号)、	外径が0. 07メート ル以上0. 1メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>51</u>
	電気事業 法(昭和3 9年法律 第170号)	外径が0. 1メート ル以上0. 15メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>79</u>		電気事業 法(昭和3 9年法律 第170号)	外径が0. 1メート ル以上0. 15メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>77</u>
	及び電気 通信事業 法(昭和5 9年法律 第86号)	外径が0. 15メート ル以上0. 2メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>110</u>		及び電気 通信事業 法(昭和5 9年法律 第86号)	外径が0. 15メート ル以上0. 2メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>100</u>
	に基づく もの その他の もの	外径が0. 2メート ル以上0. 3メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>160</u>		に基づく もの その他の もの	外径が0. 2メート ル以上0. 3メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>150</u>
		外径が0. 3メート ル以上0. 4メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>210</u>			外径が0. 3メート ル以上0. 4メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>200</u>
		外径が0. 4メート ル以上0. 7メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>370</u>			外径が0. 4メート ル以上0. 7メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>360</u>
		外径が0. 7メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>530</u>			外径が0. 7メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>510</u>

		ル以上1メートル未満のもの	年につき				ル以上1メートル未満のもの	年につき	
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1, 100			外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1, 000
					農地又は採草放牧地として使用する場合			使用面積1平方メートル1年につき	Aに0. 028を乗じて得た額
その他の目的に使用する場合			使用面積1平方メートル1年につき	1, 800	その他の目的に使用する場合			使用面積1平方メートル1年につき	2, 300
備考 1～4 略					備考 1～4 略				
<u>5</u> 略					<u>5</u> Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された評価額を表すものとする。				
					<u>6</u> 略				

(日進市準用河川占用料条例の一部改正)

第2条 日進市準用河川占用料条例(平成12年日進市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用の 種類	区分	単位	占用 料(単 位円)	占用の 種類	区分	単位	占用 料(単 位円)
電柱類 等を設 置する 場合	第1種電柱	1本1年に つき	<u>990</u>	電柱類 等を設 置する 場合	第1種電柱	1本1年に つき	<u>950</u>
	略				略		
	第1種電話柱	1本1年に つき	<u>880</u>		第1種電話柱	1本1年に つき	<u>850</u>

略		
その他の柱類	1本1年に つき	<u>88</u>
略		
その他のもの	占用面積1 平方メー トル1年に つき	<u>1,800</u>
略		

略		
その他の柱類	1本1年に つき	<u>85</u>
略		
その他のもの	占用面積1 平方メー トル1年に つき	<u>1,700</u>
略		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 0 号

令和 7 年度日進市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 7 年度日進市一般会計補正予算（第 5 号）を次のとおり提出します。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和7年度（第5号）

日進市一般会計補正予算書

令和 7 年度日進市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度日進市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 4 6 , 1 5 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 , 1 7 9 , 0 8 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
15. 国庫支出金		5,955,154	32,035	5,987,189
	1. 国庫負担金	4,447,128	969	4,448,097
	2. 国庫補助金	816,592	4,573	821,165
	4. 国庫交付金	677,687	26,493	704,180
16. 県支出金		2,635,436	20,854	2,656,290
	2. 県補助金	731,999	20,854	752,853
17. 財産収入		14,460	922,541	937,001
	1. 財産運用収入	14,209	32,542	46,751
	2. 財産売却収入	251	889,999	890,250
19. 繰入金		2,206,455	△1,613,899	592,556
	1. 特別会計繰入金	30,012	18,441	48,453
	2. 基金繰入金	2,176,443	△1,632,340	544,103
20. 繰越金		300,000	1,582,655	1,882,655
	1. 繰越金	300,000	1,582,655	1,882,655
21. 諸収入		1,053,971	1,968	1,055,939
	4. 雑入	927,919	1,968	929,887
歳入合計		34,232,933	946,154	35,179,087

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		4,554,190	776,130	5,330,320
	1. 総務管理費	3,631,875	907,020	4,538,895
	2. 徴税費	573,937	△130,890	443,047
3. 民生費		16,057,184	68,505	16,125,689
	1. 社会福祉費	7,175,917	36,977	7,212,894
	2. 児童福祉費	8,542,715	31,528	8,574,243
4. 衛生費		2,885,828	1,103	2,886,931
	1. 保健衛生費	1,416,224	1,103	1,417,327
6. 農林水産業費		248,084	20,921	269,005
	1. 農業費	244,199	20,921	265,120
7. 商工費		854,082	500	854,582
	1. 商工費	854,082	500	854,582
8. 土木費		2,446,600	8,000	2,454,600
	3. 河川費	122,302	8,000	130,302
	4. 都市計画費	1,161,150	0	1,161,150
9. 消防費		1,110,257	3,763	1,114,020
	1. 消防費	1,110,257	3,763	1,114,020
10. 教育費		4,658,100	57,289	4,715,389

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
	1. 教育総務費	543,714	491	544,205
	3. 中学校費	473,587	6,798	480,385
	4. 社会教育費	724,217	50,000	774,217
13. 諸支出金		3,924	9,943	13,867
	1. 基金費	3,924	9,943	13,867
歳 出 合 計		34,232,933	946,154	35,179,087

第2表 債務負担行為補正

追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
放課後子ども総合プラン運営業務委託事業	令和7年度から 令和10年度まで	707,013
小規模保育事業施設整備費補助事業	令和7年度から 令和8年度まで	5,000
計		712,013

令和 7 年度（第 5 号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 市税	16,695,334		16,695,334
2. 地方譲与税	210,700		210,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	160,000		160,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	150,000		150,000
6. 法人事業税交付金	220,000		220,000
7. 地方消費税交付金	2,100,000		2,100,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	130,001		130,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	273,852		273,852
14. 使用料及び手数料	334,068		334,068
15. 国庫支出金	5,955,154	32,035	5,987,189
16. 県支出金	2,635,436	20,854	2,656,290
17. 財産収入	14,460	922,541	937,001
18. 寄附金	768,802		768,802

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰入金	2, 206, 455	△1, 613, 899	592, 556
20. 繰越金	300, 000	1, 582, 655	1, 882, 655
21. 諸収入	1, 053, 971	1, 968	1, 055, 939
22. 市債	916, 000		916, 000
歳 入 合 計	34, 232, 933	946, 154	35, 179, 087

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	284,836		284,836
2. 総務費	4,554,190	776,130	5,330,320
3. 民生費	16,057,184	68,505	16,125,689
4. 衛生費	2,885,828	1,103	2,886,931
5. 労働費	3,311		3,311
6. 農林水産業費	248,084	20,921	269,005
7. 商工費	854,082	500	854,582
8. 土木費	2,446,600	8,000	2,454,600
9. 消防費	1,110,257	3,763	1,114,020
10. 教育費	4,658,100	57,289	4,715,389
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,076,531		1,076,531
13. 諸支出金	3,924	9,943	13,867
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	34,232,933	946,154	35,179,087

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6,186			769,944
13,601		△2,060	56,964
969			134
23,133			△2,212
			500
9,000			△1,000
		3,463	300
			57,289
		9,943	0
52,889		11,346	881,919

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	既 定 額	補 正 額	計
2. 衛生費国庫負担金	1	969	970
計	4, 447, 128	969	4, 448, 097

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2. 民生費国庫補助金	229, 536	573	230, 109
5. 土木費国庫補助金	36, 832	4, 000	40, 832
計	816, 592	4, 573	821, 165

1 5 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

1. 総務費国庫交付金	412, 958	26, 493	439, 451
計	677, 687	26, 493	704, 180

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

1. 総務費県補助金	1, 355	10, 613	11, 968
2. 民生費県補助金	539, 681	7, 006	546, 687
4. 農林水産業費県補助金	9, 877	3, 235	13, 112
計	731, 999	20, 854	752, 853

1 5 款 国庫支出金
1 6 款 県支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 保健衛生費負担金	969	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費 969

2. 児童福祉費補助金	573	子ども・子育て支援事業 573
1. 道路橋梁費補助金	4,000	大規模下水道管路特別重点調査等事業 4,000

1. 総務管理費交付金	26,493	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 26,493

3. 総務管理費補助金	10,613	元気な愛知の市町村づくり事業 10,613
3. 児童福祉費補助金	7,006	愛知県保育所等給食費軽減対策事業 7,006
1. 農業費補助金	3,235	単独土地改良事業 3,235

17款 財産収入

1項 財産運用収入

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 財産貸付収入	10,285	22,599	32,884
2. 利子及び配当金	3,924	9,943	13,867
計	14,209	32,542	46,751

17款 財産収入

2項 財産売却収入

1. 不動産売却収入	1	889,999	890,000
計	251	889,999	890,250

19款 繰入金

1項 特別会計繰入金

1. 国民健康保険特別会計繰入金	1	6,064	6,065
2. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	3,842	3,843
3. 介護保険特別会計繰入金	30,010	8,535	38,545
計	30,012	18,441	48,453

19款 繰入金

2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,283,342	△1,283,342	0
--------------	-----------	------------	---

1 7 款 財産収入
1 9 款 繰入金

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 土地建物貸付収入	22, 599	土地	22, 599
1. 利子及び配当金	9, 943	財政調整基金利子 公共施設整備基金利子 ふるさと応援基金利子	1, 183 5, 840 2, 920

1. 不動産売却収入	889, 999	不動産売却収入	889, 999

1. 国民健康保険特別会計繰入金	6, 064	国民健康保険特別会計繰入金	6, 064
1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	3, 842	後期高齢者医療特別会計繰入金	3, 842
1. 介護保険特別会計繰入金	8, 535	介護保険特別会計繰入金	8, 535

1. 財政調整基金繰入金	△1, 283, 342	財政調整基金繰入金	△1, 283, 342
--------------	--------------	-----------	--------------

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
2. 公共施設整備基金繰入金	502,540	△348,998	153,542
計	2,176,443	△1,632,340	544,103

2 0 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	300,000	1,582,655	1,882,655
計	300,000	1,582,655	1,882,655

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

1. 雑入	927,919	1,968	929,887
計	927,919	1,968	929,887

1 9 款 繰入金
2 0 款 繰越金
2 1 款 諸収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 公共施設整備基金繰入金	△348, 998	公共施設整備基金繰入金 △348, 998

1. 繰越金	1, 582, 655	前年度繰越金 1, 582, 655

2. 民生雑入	△1, 495	過年度収入 565 保育園給食費徴収金 △2, 060
7. 消防雑入	3, 463	消防団員退職報償金受入金 3, 463

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 財政管理費	53,919	576,159	630,078				576,159
5. 財産管理費	987,749	329,980	1,317,729	国 573 573			329,407
8. 公共交通対策費	328,733	0	328,733	県 5,000 5,000			△5,000
9. 防犯活動費	42,096	881	42,977				881
計	3,631,875	907,020	4,538,895	5,573			901,447

2 款 総務費

2 項 徴税費

2. 賦課徴収費	236,280	△130,890	105,390	県 613 613			△131,503
計	573,937	△130,890	443,047	613			△131,503

2 款 総務費

単位：千円

節		明	
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	2, 200		財政運営事務 576, 159 企業版ふるさと納税業務委託料 2, 200 財政調整基金積立金 573, 959
24. 積立金	573, 959		
10. 需用費	13, 939	修繕料 13, 939	市有財産管理事務 329, 980 修繕料 13, 939 不動産売払分配金 316, 041
18. 負担金、補助及び交付金	316, 041	負担金 316, 041	情報管理事務 財源補正
			公共交通対策事業 財源補正
14. 工事請負費	471		防犯施設維持整備事業 881 設置工事 471 防犯カメラ設置補助金 410
18. 負担金、補助及び交付金	410	補助金 410	

22. 償還金、利子及び割引料	△130, 890		収納管理事務 △130, 890 還付金 △130, 000 還付加算金 △890 滞納整理事務 財源補正

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 福祉医療費	3,035,046	36,977	3,072,023				36,977
計	7,175,917	36,977	7,212,894				36,977

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

3. 保育所費	4,386,288	31,528	4,417,816	国 県 13,601 6,595 7,006		△2,060 諸 △ 2,060	19,987
計	8,542,715	31,528	8,574,243	13,601		△2,060	19,987

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2. 保健センター運営費	283,366	134	283,500				134
3. 予防費	722,555	969	723,524	国 969			
計	1,416,224	1,103	1,417,327	969			134

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3. 農業振興費	111,686	0	111,686	国 19,898 19,898			△19,898
----------	---------	---	---------	-----------------------	--	--	---------

3 款 民生費
4 款 衛生費
6 款 農林水産業費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
22. 償還金、利 子及び割引 料	817		後期高齢者医療特別会計繰出金 36,160 後期高齢者医療特別会計繰出金 36,160 自立支援医療事業 666 償還金 666
27. 繰出金	36,160		養育医療費支給事業 151 償還金 151

18. 負担金、補 助及び交付 金	31,528	補助金 31,528	公立保育園管理運営事業 財源補正 認可保育所等支援事業 31,528 にっしん保育所等給食費軽減対策支援金 31,528

8. 旅費	134	費用弁償（会計年度任用職員） 134	保健センター運営事業 134 費用弁償（会計年度任用職員） 134
18. 負担金、補 助及び交付 金	969	交付金 969	予防接種推進事業 969 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金 969

			物価高騰対応支援事業 財源補正
--	--	--	--------------------

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 農地費	54,870	20,921	75,791	3,235 県			17,686
				3,235			
計	244,199	20,921	265,120	23,133			△2,212

7 款 商工費

1 項 商工費

3. 観光費	109,336	500	109,836				500
計	854,082	500	854,582				500

8 款 土木費

3 項 河川費

1. 河川維持費	122,302	8,000	130,302	4,000 国			4,000
				4,000			
計	122,302	8,000	130,302	4,000			4,000

8 款 土木費

4 項 都市計画費

1. 都市計画総務費	361,810	0	361,810	5,000 県			△5,000
				5,000			
計	1,161,150	0	1,161,150	5,000			△5,000

9 款 消防費

1 項 消防費

2. 非常備消防費	38,764	3,463	42,227			3,463	
-----------	--------	-------	--------	--	--	-------	--

6 款 農林水産業費
7 款 商工費
8 款 土木費

9 款 消防費

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
10. 需用費	2,832	修繕料 2,832	農業用施設維持管理事業 20,921 修繕料 2,832
14. 工事請負費	18,089		農業用施設整備工事 18,089

18. 負担金、補助及び交付金	500	補助金 500	観光促進事業 500 映像制作応援助成金 500

12. 委託料	8,000		河川排水施設維持・修繕事業 8,000 調査設計業務委託料 8,000

			都市計画推進総務事業 財源補正

7. 報償費	3,463	報償金 3,463	消防団事業 3,463 消防団員退職報償金 3,463
--------	-------	-----------	--------------------------------

9 款 消防費

1 項 消防費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 非常備消防費						諸 3,463	
3. 消防施設費	18,017	300	18,317				300
計	1,110,257	3,763	1,114,020			3,463	300

1 0 款 教育費

1 項 教育総務費

2. 事務局費	540,902	491	541,393				491
計	543,714	491	544,205				491

1 0 款 教育費

3 項 中学校費

1. 学校管理費	243,353	6,798	250,151				6,798
計	473,587	6,798	480,385				6,798

1 0 款 教育費

4 項 社会教育費

2. 社会教育施設費	378,938	50,000	428,938				50,000
計	724,217	50,000	774,217				50,000

1 3 款 諸支出金

1 項 基金費

1. 基金費	3,924	9,943	13,867			財 9,943	
--------	-------	-------	--------	--	--	------------	--

9 款 消防費
10 款 教育費
13 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
10. 需用費	300	修繕料 300	消防施設維持管理事業 300 修繕料 300

8. 旅費	491	費用弁償（会計年度任用職員） 491	教育振興推進事業 491 費用弁償（会計年度任用職員） 491

14. 工事請負費	6,798		中学校管理事業 6,798 学校施設維持管理工事 6,798

16. 公有財産購入費	50,000	土地購入費 50,000	市民会館・ふれあい工房管理運営事業 50,000 用地購入費 50,000

24. 積立金	9,943		基金費 9,943 財政調整基金利子 1,183 公共施設整備基金利子 5,840
---------	-------	--	---

1 3 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金費							
計	3,924	9,943	13,867			9,943	

13款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
			ふるさと応援基金利子 2,920

債務負担行為で令和８年度以降にわたるものについての令和６年度末までの支出額及び
令和７年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和６年度末までの支出額		令和７年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源
(都) 野方三ツ池公園 線用地取得事業 (令和５年度)	79,694	令和6年 度	11,764	令和7～ 10年度	67,930	9,830			58,100
スマートインターチェ ンジ用地取得事業 (令和５年度)	7,739	令和6年 度	47	令和7～ 9年度	7,692	1,161			6,531
公共施設マネジメント 事業用地取得事業（令 和６年）	110,614			令和7～ 11年度	110,614				110,614
(都) 野方三ツ池公園 線用地取得事業 (令和６年度)	44,027			令和7～ 11年度	44,027	6,604			37,423
スマートインターチェ ンジ用地取得事業 (令和６年度)	22,478			令和7～ 8年度	22,478	6,743	13,454		2,281
公共施設マネジメント 事業用地取得事業（令 和７年度）	87,798			令和8～ 12年度	87,798				87,798
(都) 野方三ツ池公園 線用地取得事業 (令和７年度)	242,134			令和8～ 12年度	242,134	35,272			206,862
スマートインターチェ ンジ用地取得事業 (令和７年度)	119,525			令和8～ 9年度	119,525	35,087	69,998		14,440
尾張土地開発公社に対 する債務保証	714,009			令和12 年度ま で					
マイナンバーカード交 付予約・管理システム 導入事業	8,614	令和4～ 6年度	5,148	令和7～ 8年度	3,466	3,466			
固定資産評価業務委託 事業	35,310	令和6年 度	8,690	令和7～ 8年度	26,620				26,620
システム標準化対応事 業（情報広報課分） (令和６年度)	307,555			令和7～ 9年度	307,555	261,547			46,008
学校給食配送業務委託 事業	267,126			令和7～ 12年度	267,126				267,126
広報紙制作業務委託事 業	71,679			令和7～ 9年度	71,679			3,644	68,035
中学校ＡＬＴ業務委託 事業	14,355			令和7～ 9年度	14,355				14,355

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額及び
令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
システム標準化対応事業（情報広報課分）（令和7年度）	188,203			令和8～9年度	188,203	27,720			160,483
障害福祉計画策定業務委託事業	4,950			令和8年度	4,950				4,950
次世代高度情報通信ネットワーク整備事業	4,511			令和8年度	4,511				4,511
赤池小学校校舎増築工事監理業務委託事業	21,000			令和7～8年度	21,000				21,000
赤池小学校校舎増築工事業	509,520			令和8年度	509,520		343,000		166,520
放課後子ども総合プラン運営業務委託事業	707,013			令和7～10年度	707,013	76,116		177,768	453,129
小規模保育事業施設整備費補助事業	5,000			令和7～8年度	5,000	3,333			1,667
高齢者生きがい活動センター指定管理委託事業	24,200	令和4～6年度	12,398	令和7～8年度	11,802				11,802
にっしん子育て総合支援センター指定管理委託事業	204,600	令和4～6年度	109,375	令和7～8年度	95,225	54,322			40,903
障害者福祉センター指定管理委託事業	343,670	令和4～6年度	198,897	令和7～8年度	144,773	31,014			113,759
生涯学習プラザ指定管理委託事業	86,031	令和4～6年度	47,003	令和7～8年度	39,028				39,028
総合運動公園、市営テニスコート・グラウンド指定管理委託事業	295,350	令和4～6年度	172,994	令和7～8年度	122,356				122,356
スポーツセンター指定管理委託事業	450,450	令和4～6年度	255,426	令和7～8年度	195,024				195,024
上納池スポーツ公園指定管理委託事業	126,357	令和4～6年度	71,212	令和7～8年度	55,145				55,145
岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城、岩崎城址公園及び旧市川家住宅指定管理委託事業	256,659	令和5～6年度	91,865	令和7～9年度	164,794				164,794

債務負担行為で令和８年度以降にわたるものについての令和６年度末までの支出額及び
令和７年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和６年度末 までの支出額		令和７年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国 県 支出金	地方債	その他	
にぎわい交流館指定管 理委託事業	199,650	令和6年 度	36,300	令和7～ 10年度	163,350				163,350
米野木台西保育園指定 管理委託事業	523,962			令和7～ 9年度	523,962	2,865		54,132	466,965
中央福祉センター指定 管理委託事業	227,480			令和7～ 11年度	227,480				227,480
合 計	6,311,263		1,021,119		4,576,135	555,080	426,452	235,544	3,359,059

議案第 6 1 号

令和 7 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和7年度（第1号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算書

令和7年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度日進市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,335千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,648,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 財産収入		1	295	296
	1. 財産運用収入	1	295	296
4. 繰入金		557,181	△65,659	491,522
	2. 基金繰入金	65,659	△65,659	0
5. 繰越金		1	99,979	99,980
	1. 繰越金	1	99,979	99,980
7. 国庫支出金		0	11,720	11,720
	1. 国庫補助金	0	11,720	11,720
歳入合計		6,601,815	46,335	6,648,150

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		42,459	11,649	54,108
	1. 総務管理費	38,933	11,649	50,582
3. 国民健康保険事業費 納付金		2,130,744	25,134	2,155,878
	1. 医療給付費分	1,473,824	22,018	1,495,842
	2. 後期高齢者支援金等 分	475,582	13,020	488,602
	3. 介護納付金分	181,338	△9,904	171,434
6. 基金積立金		1	3,488	3,489
	1. 基金積立金	1	3,488	3,489
8. 諸支出金		9,767	6,064	15,831
	2. 繰出金	1	6,064	6,065
歳 出 合 計		6,601,815	46,335	6,648,150

令和 7 年度（第 1 号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,646,836		1,646,836
2. 県支出金	4,392,638		4,392,638
3. 財産収入	1	295	296
4. 繰入金	557,181	△65,659	491,522
5. 繰越金	1	99,979	99,980
6. 諸収入	5,158		5,158
7. 国庫支出金	0	11,720	11,720
歳入合計	6,601,815	46,335	6,648,150

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	42,459	11,649	54,108
2. 保険給付費	4,321,997		4,321,997
3. 国民健康保険事業費納付金	2,130,744	25,134	2,155,878
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 保健事業費	86,845		86,845
6. 基金積立金	1	3,488	3,489
7. 公債費	1		1
8. 諸支出金	9,767	6,064	15,831
9. 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	6,601,815	46,335	6,648,150

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		11,720	△71
			25,134
		295	3,193
			6,064
		12,015	34,320

2 歳 入

3 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 利子及び配当金	1	295	296
計	1	295	296

4 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 基金繰入金	65,659	△65,659	0
計	65,659	△65,659	0

5 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	99,979	99,980
計	1	99,979	99,980

7 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

1. 子ども・子育て支援事業費補助金	0	11,649	11,649
2. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	71	71
計	0	11,720	11,720

3 款 財産収入
4 款 繰入金
5 款 繰越金

7 款 国庫支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 預金利子	295	基金積立金利子 295

1. 基金繰入金	△65,659	基金繰入金 △65,659

1. 繰越金	99,979	繰越金 99,979

1. 子ども・子育て支援事業費補助金	11,649	子ども・子育て支援事業費補助金 11,649
1. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	71	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 71

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	38,232	11,649	49,881	国 11,720		11,720	△71
計	38,933	11,649	50,582			11,720	△71

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

1. 一般被保険者医療給付費分	1,473,824	22,018	1,495,842				22,018
計	1,473,824	22,018	1,495,842				22,018

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	475,582	13,020	488,602				13,020
計	475,582	13,020	488,602				13,020

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

1. 介護納付金分	181,338	△9,904	171,434				△9,904
計	181,338	△9,904	171,434				△9,904

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1. 基金積立金	1	3,488	3,489			財 295 295	3,193
----------	---	-------	-------	--	--	-----------------	-------

1 款 総務費
3 款 国民健康保険事業費納付金
6 款 基金積立金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	11,649		国民健康保険資格管理事業 11,649 電算事務委託料 11,649

18. 負担金、補助及び交付金	22,018	負担金 22,018	一般被保険者医療給付費分 22,018 一般被保険者医療給付費分納付金 22,018

18. 負担金、補助及び交付金	13,020	負担金 13,020	一般被保険者後期高齢者支援金等分 13,020 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 13,020

18. 負担金、補助及び交付金	△9,904	負担金 △9,904	介護納付金分 △9,904 介護納付金分納付金 △9,904

24. 積立金	3,488		基金積立金 3,488 国民健康保険特別会計運用基金積立金 3,488
---------	-------	--	--

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1	3,488	3,489			295	3,193

8 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	6,064	6,065				6,064
計	1	6,064	6,065				6,064

6 款 基金積立金
8 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明

27. 繰出金	6,064		一般会計繰出金 6,064 一般会計繰出金 6,064

議案第 6 2 号

令和 7 年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和7年度（第1号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算書

令和7年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度日進市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,721千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,731,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 繰入金		1,075,703	36,160	1,111,863
	1. 一般会計繰入金	1,075,703	36,160	1,111,863
4. 繰越金		1	11,701	11,702
	1. 繰越金	1	11,701	11,702
6. 国庫支出金		0	2,860	2,860
	1. 国庫補助金	0	2,860	2,860
歳入合計		2,680,366	50,721	2,731,087

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費		23,381	2,860	26,241
	1. 総務管理費	19,088	2,860	21,948
2. 後期高齢者医療広域 連合納付金		2,654,883	44,019	2,698,902
	1. 後期高齢者医療広域 連合納付金	2,654,883	44,019	2,698,902
3. 諸支出金		1,102	3,842	4,944
	2. 繰出金	1	3,842	3,843
歳 出 合 計		2,680,366	50,721	2,731,087

令和7年度（第1号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	1,603,354		1,603,354
2. 寄附金	1		1
3. 繰入金	1,075,703	36,160	1,111,863
4. 繰越金	1	11,701	11,702
5. 諸収入	1,307		1,307
6. 国庫支出金	0	2,860	2,860
歳入合計	2,680,366	50,721	2,731,087

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	23,381	2,860	26,241
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金	2,654,883	44,019	2,698,902
3. 諸支出金	1,102	3,842	4,944
4. 予備費	1,000		1,000
歳 出 合 計	2,680,366	50,721	2,731,087

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		2,860	0
		36,160	7,859
			3,842
		39,020	11,701

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
3. 療養給付費市負担分繰入金	839,126	36,160	875,286
計	1,075,703	36,160	1,111,863

4 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	11,701	11,702
計	1	11,701	11,702

6 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

1. 子ども・子育て支援事業費補助金	0	2,860	2,860
計	0	2,860	2,860

3 款 繰入金
4 款 繰越金
6 款 国庫支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 療養給付費市負担分繰入金	36,160	療養給付費市負担分繰入金過年度分 36,160

1. 繰越金	11,701	繰越金 11,701

1. 子ども・子育て支援事業費補助金	2,860	子ども・子育て支援事業費補助金 2,860

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	19,088	2,860	21,948	国 2,860		2,860	
計	19,088	2,860	21,948			2,860	

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,654,883	44,019	2,698,902			36,160 繰入 36,160	7,859
計	2,654,883	44,019	2,698,902			36,160	7,859

3 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	3,842	3,843				3,842
計	1	3,842	3,843				3,842

- 1 款 総務費
 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金
 3 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
12. 委託料	2,860		後期高齢者医療保険給付管理事務 2,860 電算事務委託料 2,860

18. 負担金、補助及び交付金	44,019	負担金 44,019	後期高齢者医療広域連合納付金 44,019 保険料等負担金 7,859 療養給付費負担金過年度分 36,160

27. 繰出金	3,842		一般会計繰出金 3,842 一般会計繰出金 3,842

議案第 63 号

令和 7 年度日進市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度日進市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和 7 年度（第 1 号）

日進市介護保険特別会計補正予算書

令和7年度日進市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度日進市の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,636千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,347,191千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,113,271	4,406	1,117,677
	1. 国庫負担金	1,046,830	4,406	1,051,236
6. 財産収入		2,282	295	2,577
	1. 財産運用収入	2,282	295	2,577
8. 繰入金		1,337,810	△110,560	1,227,250
	2. 基金繰入金	275,830	△110,560	165,270
9. 繰越金		7,000	119,495	126,495
	1. 繰越金	7,000	119,495	126,495
歳入合計		6,333,555	13,636	6,347,191

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
5. 基金積立金		2, 282	295	2, 577
	1. 基金積立金	2, 282	295	2, 577
7. 諸支出金		39, 110	13, 341	52, 451
	1. 償還金及び還付加算金	9, 100	4, 806	13, 906
	2. 繰出金	30, 010	8, 535	38, 545
歳 出 合 計		6, 333, 555	13, 636	6, 347, 191

令和 7 年度（第 1 号）

日進市介護保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 保険料	1,455,518		1,455,518
2. 使用料及び手数料	110		110
3. 国庫支出金	1,113,271	4,406	1,117,677
4. 支払基金交付金	1,584,993		1,584,993
5. 県支出金	830,456		830,456
6. 財産収入	2,282	295	2,577
7. 寄附金	1		1
8. 繰入金	1,337,810	△110,560	1,227,250
9. 繰越金	7,000	119,495	126,495
10. 諸収入	2,114		2,114
歳入合計	6,333,555	13,636	6,347,191

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	277,979		277,979
2. 保険給付費	5,786,711		5,786,711
3. 地域支援事業等費	225,471		225,471
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 基金積立金	2,282	295	2,577
6. 公債費	1		1
7. 諸支出金	39,110	13,341	52,451
8. 予備費	2,000		2,000
歳 出 合 計	6,333,555	13,636	6,347,191

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		295	0
			13,341
		295	13,341

2 歳 入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 介護給付費負担金	1, 046, 830	4, 406	1, 051, 236
計	1, 046, 830	4, 406	1, 051, 236

6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1. 利子及び配当金	2, 282	295	2, 577
計	2, 282	295	2, 577

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 基金繰入金	275, 830	△110, 560	165, 270
計	275, 830	△110, 560	165, 270

9 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	7, 000	119, 495	126, 495
計	7, 000	119, 495	126, 495

3 款 国庫支出金
6 款 財産収入
8 款 繰入金

9 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 過年度分	4,406	過年度分 4,406

1. 預金利子	295	介護保険準備基金積立金利子 295

1. 基金繰入金	△110,560	介護保険準備基金繰入金 △110,560

1. 繰越金	119,495	繰越金 119,495

3 歳 出

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護給付費準備基金積立金	2,282	295	2,577			財 295 295	
計	2,282	295	2,577			295	

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

2. 償還金	7,000	4,806	11,806				4,806
計	9,100	4,806	13,906				4,806

7 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	30,010	8,535	38,545				8,535
計	30,010	8,535	38,545				8,535

5 款 基金積立金
7 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
24. 積立金	295		介護給付費準備基金積立金 295 介護給付費準備基金積立金 295

22. 償還金、利 子及び割引 料	4,806		償還金 4,806 返還金 4,806

27. 繰出金	8,535		一般会計繰出金 8,535 一般会計繰出金 8,535

議案第 6 4 号

令和 7 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和 7 年度（第 1 号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和 7 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度日進市の三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 2 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 0 8 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	3,266	3,267
	1. 繰越金	1	3,266	3,267
歳入合計		8,817	3,266	12,083

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		128	3,266	3,394
	1. 基金費	128	3,266	3,394
歳 出 合 計		8,817	3,266	12,083

令和 7 年度（第 1 号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	6,115		6,115
2. 財産収入	127		127
3. 繰入金	2,571		2,571
4. 繰越金	1	3,266	3,267
5. 諸収入	3		3
歳入合計	8,817	3,266	12,083

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	8,589		8,589
2. 諸支出金	128	3,266	3,394
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	8,817	3,266	12,083

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		3,266	0
		3,266	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	3,266	3,267
計	1	3,266	3,267

4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	3,266	繰越金 3,266

3 歳 出

2 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金費	128	3,266	3,394			3,266 繰越	
計	128	3,266	3,394			3,266	

2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
24. 積立金	3,266		基金積立金 3,266 財政調整基金積立金 3,266

議案第65号

令和7年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
について

令和7年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）を次のとおり提出します。

令和7年9月1日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和 7 年度（第 1 号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和7年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度日進市の南山エピック団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,279千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	3,689	3,690
	1. 繰越金	1	3,689	3,690
歳入合計		12,590	3,689	16,279

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		111	3,689	3,800
	1. 基金費	111	3,689	3,800
歳 出 合 計		12,590	3,689	16,279

令和 7 年度（第 1 号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 下水事業収入	6,037		6,037
2. 財産収入	110		110
3. 繰入金	6,380		6,380
4. 繰越金	1	3,689	3,690
5. 諸収入	62		62
歳 入 合 計	12,590	3,689	16,279

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	12,379		12,379
2. 諸支出金	111	3,689	3,800
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	12,590	3,689	16,279

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		3,689	0
		3,689	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	3,689	3,690
計	1	3,689	3,690

4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	3,689	繰越金 3,689

3 歳 出

2 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金費	111	3,689	3,800			3,689 繰越 3,689	
計	111	3,689	3,800			3,689	

2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
24. 積立金	3,689		基金積立金 3,689 財政調整基金積立金 3,689

議案第 66 号

令和 7 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和 7 年度（第 1 号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和 7 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度日進市の五色園団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 9 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 6, 6 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	8,983	8,984
	1. 繰越金	1	8,983	8,984
歳入合計		67,667	8,983	76,650

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		402	8,983	9,385
	1. 基金費	402	8,983	9,385
歳 出 合 計		67,667	8,983	76,650

令和 7 年度（第 1 号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	41,129		41,129
2. 財産収入	401		401
3. 繰入金	25,193		25,193
4. 繰越金	1	8,983	8,984
5. 諸収入	943		943
歳入合計	67,667	8,983	76,650

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	67,165		67,165
2. 諸支出金	402	8,983	9,385
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	67,667	8,983	76,650

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		8,983	0
		8,983	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	8,983	8,984
計	1	8,983	8,984

4 款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	8,983	繰越金 8,983

3 歳 出

2 款 諸支出金

1 項 基金費

目	既 定 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 基金費	402	8,983	9,385			8,983 繰越 8,983	
計	402	8,983	9,385			8,983	

2 款 諸支出金

単位：千円

節			
区 分	金 額	細 節	説 明
24. 積立金	8,983		基金積立金 8,983 財政調整基金積立金 8,983

議案第 6 7 号

財産の売払いについて
(旧日進美化センター跡地)

次のとおり財産を売り払うものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

- 1 財 産 の 種 類 土地
- 2 土地の表示等

所在地	地目	地積 (㎡)
日進市梅森町向江 1 6 3 0 番 1	宅地	1 1, 8 2 6 . 2 4
日進市梅森町向江 1 6 5 5 番 1	用悪水路	2 8 7 . 7 6
合計		1 2, 1 1 4 . 0 0

- 3 売 払 金 額 金 8 9 0, 0 0 0, 0 0 0 円
- 4 売払先の名称 アスカ株式会社
- 5 売 払 方 法 公募型プロポーザル方式による選定結果に基づく随意契約

提案理由

この案を提出するのは、日進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるからであります。

1 売払先概要

- (1) 売払先名称 アスカ株式会社
- (2) 所在地 愛知県刈谷市新富町 2 丁目 4 1 番地 2
- (3) 代表者 代表取締役社長 片山 義規

2 売払先の主たる業種

生産用機械器具製造業（日本標準産業分類による）

3 当該土地の活用予定

国内外の日系自動車部品メーカーに設置される組立・検査・搬送ロボットなどの
自動化設備の設計・生産拠点となる工場

【位置図】

